

生徒心得

1. 生徒手帳・生徒証明書は常時携帯する。
2. 服装・頭髪規定を守る。
3. 校舎内は上履（サンダル）を用い、下履きとはっきり区別する。
4. 貴重品や多額の金銭、その他学校生活に不必要的物品は所持しない。
5. 所持品には記名し、その保管に注意する。
6. 金銭をなくしたり、拾った場合には速やかに担任教諭に届け出る。
7. 登校後は、授業終了時間まで外出しない。やむを得ず外出する場合は担任の許可を受ける。
8. 放課後は定められた時刻までに下校する。
9. 欠席・欠課・遅刻・早退等は、速やかに担任に届け出る。
10. 自動車・バイク・スクーター等による通学は禁止とする。自転車通学は届け出制とする。
 11. 施設・用具を使用したい場合は許可を取る。物品を破損・紛失したときは、直ちに担任・顧問等に届け出る。（この場合原則として弁償どすること）
 12. 掲示は生活指導部に届け、所定の場所に掲示する。掲示物には責任者の氏名・日限（原則として1週間以内）を記入する。
 13. 休日に学校を使用する場合には、担任・顧問の許可を得る。
 14. 届け出る事項については、この手順の諸届欄や別紙を使用する。
 15. スクールカウンセラーを利用できる。
 16. その他不明の点については、担任等に相談する。

自転車通学規定

1. 自転車で通学する生徒は、「自転車通学届」を提出すること。自転車を変更する場合は、「自転車通学届」を再提出すること。
2. 指定された学年別の駐輪場に置き、必ず施錠すること。また、無断で置き去りにしたまま下校しないこと。
3. 基本的な交通ルールや交通道徳を遵守すること。雨天時の傘差し運転、携帯電話等の電子機器を使用しながらの運転、二人乗り、併進、無灯火の運転は禁止する。
4. 交通事故や違反を起こした場合は、担任に連絡し指示を受けること。事故のときは、速やかに警察に届出を出し、相手方の氏名、住所、電話番号を控えておくこと。
5. 自転車保険に加入することが望ましい。(加害者になることもあります)

服装・頭髪規定

I 服装について

1. 生徒は通学のとき必ず本校指定の制服を着用する。
2. ワイシャツは白に限る。ベルトについては黒又は茶の単色とし、バックル・ベルト自体に飾りのないもの。
3. 本校指定のバッジをつける。
4. ネクタイ。リボンは学校で指定したものを着用する。
5. 制服の下にカーディガン等着用する場合はネクタイが隠れないようにする。色は白、黒、紺、ベージュ、グレーとする。
6. マフラー・コートの着用は、登下校のとき及び校舎外に限る。
7. 通学は靴履きとする。
8. 夏期略装、上着・ネクタイを着用しなくてもよい。白ワイシャツ・白開襟シャツ・白・紺・黒ポロシャツ（ワンポイントまで可）、夏ズボン・スカート（学校指定）でよい。
9. やむを得ず規定外の服装をする場合は、異装願いを提出し許可を受け、この期間中は、許可証を常時携帯すること。
10. 上記の規則に違反するものは、一旦帰宅させ、違反箇所を直してから再登校を行わせる指導を行う。

II 頭髪について

1. パーマ・染色・脱色、その他特異な髪型は禁止とする。（いつでも面接試験を受けられる髪とする）

III その他

1. ピアス等の装身具は禁止とする。

表彰規定

本校では各学年末に皆勤賞、精勤賞を授与する。なお、次の場合は欠席、遅刻、早退の扱いにより除外される。

1. 感染症による登校停止で、医師の照明がある場合。
2. 忌引きの場合（忌引きの日数は別表参照）
3. その他学校で認めた場合。

部活動表彰

1. 年間を通して、部活動に十分に励んでいるもの。
2. 部長もしくはこれに該当するような役割をしてきたもの。
3. 選手について、各部より原則1名とする。
4. 本校の出席状況および授業態度が良好なもの。
5. 顧問会議等で承認されること。

